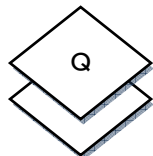




労働相談Q & Aで解決！

長時間労働②



急な大型受注や想定外の退職者があり、人員が不足しています。これに対応するため、やむなく従業員に残業をさせていますが、月 100 時間を超えて残業を命令しても良いですか。

A 労働基準法の改正（2019 年 4 月 1 日施行）により、月 100 時間を超える時間外労働は禁止されており、この場合は残業を命令できません。
 なお、特定の事業・業務については、改正法の適用が猶予または除外されています。

解説はこちら

- 労働基準法上の労働時間の基準（法定労働時間・法定休日）は次のとおりです。
 - ・法定労働時間 1 週：40 時間・1 日：8 時間（休憩時間は除く。）
 （特例措置対象事業場（労働者数 10 人未満の商業・サービス業など）は、1 週：44 時間・1 日：8 時間）
 - ・法定休日 1 週に少なくとも 1 日又は 4 週を通じて 4 日以上
 原則として、会社は法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働者を働かせることはできません（労働基準法第 32 条、第 35 条）。
- 会社が労働者を、法定労働時間を超えて、又は法定休日に働かせる（時間外労働・休日労働）には、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数代表者と協定（3 6 協定）を結び、労働基準監督署に届け出なければなりません（労働基準法第 36 条）。
- 3 6 協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「1 日、1 か月、1 年当たりの時間外労働の上限」などを決めなければなりません。また、3 6 協定で決められる時間外労働の上限は、1 か月 45 時間、1 年間 360 時間で、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年 720 時間以内、複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）、月 100 時間未満（休日労働を含む）の上限を守る必要があります。また、月 45 時間を超えることができるのは、年間 6 か月までです。※
- 会社が労働者に 3 6 協定なしに時間外労働や休日労働をさせた場合、時間外労働の上限を超えて労働させた場合は、罰則が科されるおそれがあります。
- なお、労働時間の延長に関しては、災害等非常事由の場合は例外があります。また、労働時間、休憩、休日に関しては、農業、畜産、水産業従事者、管理・監督者、機密事務取扱者、監視・断続労働従事者（行政庁の許可を受けたもの）については、適用を除外され

ています（労働基準法第41条）。

- 36協定は、時間外労働を適法にする効果しかなく、個別の労働者に時間外労働を義務づける訳ではありません。会社が労働者に時間外労働を命令するためには、就業規則、労働協約、労働契約などの根拠が必要です。また、業務上の必要性が認められない場合は時間外労働を命ずることはできません。

※2019年4月1日施行（建設事業、医師等の一部事業・業務は2024年3月31日まで、適用が猶予されています）。また、一定の経過措置がありますので、ご注意ください。

どうすれば？

- 従業員との間で締結した36協定により、時間外労働・休日労働の可能時間数はどの程度か、改めて確認しましょう。
- 36協定がない場合又は36協定で定めた以上の時間外労働・休日労働である場合、もしくは休日労働を含めて月100時間以上の時間外労働である場合は、労働基準法違反となりますので、人員確保を行うなど会社として早急に業務体制を改善しましょう。
- 労働時間の管理について従業員や労働組合から改善を求められた場合には、誠実かつ丁寧に対応しましょう。
- 従業員に対して、産業医との面談などの健康管理上の措置を適切に行うとともに、業務の軽減を図るなどの配慮を行いましょ。
- 制度について分からないことは労働基準監督署に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>
- ◎ 山梨県内の労働基準監督署
甲府労働基準監督署（管轄区域：都留及び鰍沢労働基準監督署管轄以外の地域）
電話 055 (224) 5616
都留労働基準監督署（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）
電話 0554 (43) 2195
鰍沢労働基準監督署（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電話 0556 (22) 3181